

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助利用 事前計画書

横浜市 長

(〒 -)
 申請者 住所 横浜市
 (給付認定保護者
 になる保護者)
 氏名
 電話番号(1) ()
 電話番号(2) ()

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付要綱に基づき、駐車場費用補助利用事前計画書を提出します。

補助の目的 及び内容	利用施設への送迎にかかる駐車場費用			
対象児童	(ふりがな) 氏名			
	生年月日	西暦 クラス	年	月 日 1歳児 ・ 2歳児
				補助対象とならなかった場合 ^{※1} 、 当該施設の利用を
				希望しない 希望する ^{※2}
補助金を利用して送迎するため、追加申請をした施設 (補助利用施設) <small>※4か所以上ある場合は、別紙に記入してください。様式は任意です。</small>	所在地:	区	自宅からの距離(徒歩)	m
	施設名:			
	所在地:	区	自宅からの距離(徒歩)	m
	施設名:			
	所在地:	区	自宅からの距離(徒歩)	m
	施設名:			
添付書類	保留通知書の写し			
本人同意欄	<input type="checkbox"/>	利用状況や補助要件について、横浜市子ども青少年局が確認することに同意します。		
	<input type="checkbox"/>	上記記載の各施設について、別に定める手順で自宅からの距離を確認しました。		
	<input type="checkbox"/>	上記記載の各施設について、別に定める手順で入所が可能なかをチェックしました。		
	<input type="checkbox"/>	添付する保留通知書の希望施設・事業所名欄には上記各施設の記載がないことを確認しました。		
<input type="checkbox"/>	「補助対象とならなかった場合、当該施設の利用を希望しない」を選択した施設については、駐車場の利用を前提として追加申請したため、横浜市子ども青少年局の審査の結果、補助の対象外と判明された場合は、当該施設の利用を希望しないこととして取り扱われることに同意し、追って速やかに利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書を提出します。			
<input type="checkbox"/>	虚偽の申告又はその他不正な手段により補助金の支給決定を受けたことが発覚した場合は、当該支給決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることを理解しました。			
<small>※1 予算超過により補助対象とならなかった場合や、審査の結果、補助の対象外となることが判明した場合 ※2 補助対象とならなかった場合、希望して入所が決定しても駐車場費用の補助は利用できません。</small>				